144　暁	暁出版株式会社	東京都千代田区神田神保町２の20
154　オーム	株式会社オーム社	東京都千代田区神田錦町３の１
174　コロナ	株式会社コロナ社	東京都文京区千石４の46の10
177　増進堂	株式会社増進堂	大阪府大阪市西区新町２の19の15
178　農文協	一般社団法人農山漁村文化協会	東京都港区赤坂７の６の１
179　電機大	学校法人東京電機大学	東京都内神田１の14の８
181　東点	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀３の32の10
182　ライト	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪府大阪市鶴見区今津中２の４の37
183　第一	株式会社第一学習社	広島県広島市西区横川新町７の14
190　東法	東京法令出版株式会社	長野県長野市南千歳町1005
196　ヘレン	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー	東京都新宿区大久保３の14の４
201　海文堂	海文堂出版株式会社	東京都文京区水道２の５の４
205　三友	三友社出版株式会社	東京都文京区音羽１の９の１
207　文教社	株式会社文教社	香川県高松市本町６の22
208　光文	株式会社光文書院	東京都千代田区五番町14
212　桐原	株式会社桐原書店	東京都新宿区西新宿４の15の３
216　支援センター	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区桃井４の４の３
218　京書	株式会社京都書房	京都府京都市伏見区深草フチ町５
220　スクリ	株式会社スオーインスクリーンプレイ事業部	愛知県名古屋市千種区桜が丘292
221　明成社	株式会社明成社	東京都世田谷区池尻３の21の29
224　学研	株式会社学研教育みらい	東京都品川区西五反田２の11の８
225　自由社	株式会社自由社	東京都文京区水道２の６の３
226　チアーズ	有限会社ＣＨＥＥＲＳ	宮城県仙台市青葉区春日町３の８
227　育鵬社	株式会社育鵬社	東京都港区芝浦１の１の１
229　学び舎	株式会社学び舎	東京都立川市錦町３丁目１番３の605

○国土交通省告示第四百五十三号

秋田空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、秋田県が空港の設置者とみなされる。

二　空港の名称及び位置　秋田空港　秋田県秋田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第二百六十号を参照）

エプロン

面積　六万八千七百三十平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十八年三月三十一日

○国土交通省告示第四百五十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

別表Ｂ597の項１ハを次のように改める。

ハ　笠利ＶＯＲ（Ｎ28°26′Ｅ129°43′）

別表Ｂ597の項３中「真方位214°55′及び204°55′」を「真方位212°52′及び202°52′」に、「奄美ＶＯＲＴＡＣから真方位24°14′及び34°14′」を「笠利ＶＯＲから真方位21°89′及び31°89′」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十五号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内及びその周辺　北海道千歳市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百九号、平成二十三年国土交通省告示第千四十九号、平成二十四年国土交通省告示第百五十号及び平成二十六年国土交通省告示第千八十六号を参照）

イ　航空灯火の位置　新千歳空港内

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(3)　滑走路Ｂに係る灯火の表進入灯（標準式）の項を次のように変更した。

進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ
	キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光	実効光度一万九千カンデラ
	滑走路Ｂの01側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間及び滑走路Ｂの19側末端から滑走路中心線の延長線上五百七十メートルまでの間	滑走路Ｂの01側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間及び滑走路Ｂの19側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから五百七十メートルまでの間